

## 令和5年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人こうほうえん
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和5年11月27日及び同月29日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・ 監事の選任に関する議案を評議員会に提出するにあたり、在任監事の過半数の同意を得たことを確認できるようにしておくこと。
- ・ 各事業区分間の資金移動を適正に行うこと。
- ・ 社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善 状況報告												
1	<p>令和5年6月12日の理事会において、理事会が監事の選任に関する議案を評議員会に提出するに当たり、在任監事の過半数の同意を得ていたことが確認できなかった。</p> <p>ついては、監事が理事の職務の執行を監査する立場にあることに鑑み、その独立性を確保するため、在任する監事の過半数の同意を得て監事選任議案を提出したことを証するよう、監事からの同意書の徴収又は理事会の議事録への記載により同意の事実が確認できるようにしておくこと。</p> <p>(法第43条第3項により準用する一般法人法第72条第1項)</p>	<p>監事の任期に伴う監事選任議案に在任監事の過半数の同意を口頭で得ていたにも関わらず、同意書等での確認ができない状態だった。</p> <p>直ちに本議案に関する同意書を徴求するとともに、今後は、監事選任議案を提出したことを証する同意書の徴収又は理事会の議事録への記載を励行する。</p>												
2	<p>以下の拠点において、拠点区分資金収支計算書と事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書とで拠点区分間繰入金支出（繰入金収入）の金額が一致していなかった。</p> <p>(拠点区分間繰入金支出額)</p> <p>さかい（特養）拠点区分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資金収支計算書</td> <td style="text-align: right;">56,000,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td style="text-align: right;">56,300,000円</td> </tr> </table> <p>なんぶ（特養）拠点区分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資金収支計算書</td> <td style="text-align: right;">70,200,000円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td style="text-align: right;">70,700,000円</td> </tr> </table> <p>にしまち（特養）拠点区分</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">資金収支計算書</td> <td style="text-align: right;">38,750,785円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書</td> <td style="text-align: right;">21,980,000円</td> </tr> </table>	資金収支計算書	56,000,000円	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	56,300,000円	資金収支計算書	70,200,000円	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	70,700,000円	資金収支計算書	38,750,785円	事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	21,980,000円	<p>事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書は、拠点区分間繰入金支出と拠点区分間繰入金収入の元帳から作成し、同明細書の合計金額がそれぞれの元帳の年度累計金額と突合したため、個別の明細も間違いのないものと思い込み、十分精査していなかったことが原因である。結果、ご指摘のとおり一部の拠点で入り繰りが発生していた。</p> <p>今後は、元帳から作成した同明細書を資金収支計算書（第一号第四様式）或</p>
資金収支計算書	56,000,000円													
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	56,300,000円													
資金収支計算書	70,200,000円													
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	70,700,000円													
資金収支計算書	38,750,785円													
事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書	21,980,000円													

	<p>鳥取北拠点区分  資金収支計算書 24,380,000 円  事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 40,350,785 円</p> <p>(拠点区分間繰入金収入額)  うきま (障がい) 拠点区分  資金収支計算書 41,174,000 円  事業区分間及び拠点区分間繰入金明細書 未記載  (運用上の取扱い 26)</p>	<p>いは事業区分資金収支内訳表 (第一号第三様式) で拠点別の科目残高を確認するとともに、複数の職員で検証するなどの仕組みを構築することで、正確な附属明細書を作成し、計算書類との整合を図る。</p> <p>なお、ご指摘以外の他拠点における同様の事例がなかったことも確認している。</p>
3	<p>指定介護老人福祉施設、指定居宅サービス事業等 (以下「当該施設等」という。) をサービス区分として設けている拠点区分について、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内を超えて法人本部拠点等へ資金の繰り入れが行われているものが見受けられた。</p> <p>については、施設報酬を主たる財源とする他の社会福祉事業等又は公益事業への資金の繰り入れは、健全な施設運営を確保する観点から、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内とすること。</p> <p>なお、今後、必要に応じて資金の繰り入れを行うに当たっては、国通知 (老発第 188 号) とは異なる運用が必要となった原因を分析し、国通知に準拠した運用に向けて必要となる措置等 (場合によっては範囲を超えて繰り入れを行ったサービス区分事業への資金の戻入も含めて) について十分に検討すること。</p> <p>(老発第 188 号第 2 の 3 (1)、第 3 の 1)</p>	<p>前のご指摘以降、同根拠通知の解釈を他の事業同様、特養事業 (サービス区分) 単位の資金使途制限と誤解していたこと、併せて法人全体の資金の効率的運用手法として、原則法人本部拠点経由で資金繰りを調整していたことが今回のご指摘に至った経緯である。</p> <p>今後は本通知を遵守した繰り入れを励行する。</p>